# 災害廃棄物処理の国による代行措置と国庫補助の強化

# ~災害廃棄物処理特措法案の成立と国会論議~

かねこ かずひろ

環境委員会調査室

金子 和裕

### 1. はじめに

第 177 回国会において、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案」が衆議院東日本大震災復興特別委員会において起草・提出され、成立した。本法律案は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が被災地の復旧・復興を進める上で喫緊の課題となっていることから、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例などを定めるものである。

本稿においては、本法律案提出の経緯や概要などを紹介するとともに、国会での論議の 状況について整理することとしたい。

# 2. 法律案提出の経緯と審議状況

政府は、震災直後の3月の時点で災害廃棄物の処理に要する費用を実質全額国庫補助するとし<sup>1</sup>、また、地方自治法により市町村から県へ処理に係る事務を委託することを認めることとしたが、発生量が膨大であることや県においても処理が困難であると予想されることから、5月には国の直轄処理の考えが仙谷内閣官房副長官(当時)から示された<sup>2</sup>。

一方、被災した自治体からも、例えば宮城県からは、1次仮置き場以降の処理について 市町村から処理を事務委託されても県が県内において独力で処理することは事実上困難で あることから、全額国の負担により直轄で処理することが要望されており、また、国庫補 助についても、国が全額負担するという方針ならば市町村負担分をゼロにすべきであるが、 交付税措置とするならば地方全体の財政運営に支障がないよう災害対策債元利償還金相当 額を国の一般会計から地方交付税の原資に別枠で加算することなどの要望があった<sup>3</sup>。

第177回国会の会期は当初6月22日までであり、同月20日には東日本大震災からの復興に当たっての基本理念等を定める東日本大震災復興基本法案が成立したが、第2次補正予算案や公債特例法案などの審議をめぐり会期が70日間延長された。こうした中、7月1

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 通常、災害廃棄物の処理の国庫補助率は廃棄物処理法により2分の1であり、残りの地方負担分について80% 交付税措置されるが、東日本大震災の場合は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により国庫補助率が最大9割まで嵩上げされ、また、地方負担分については、市町村において全額災害対策債の発行が可能とし、その元利償還金については100%交付税措置されることとなっている。

<sup>2 『</sup>読売新聞』(平23.5.9) など

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書」(平 23.6.24 宮城県)。このほか、同じく宮城県から、県への事務委託で処理を行う場合でも、国庫補助を受けるためには県が市町村ごとに災害廃棄物の量を算定した上で、市町村を通じて国へ申請しなければならず、これには膨大な作業を要することからも、国直轄が要望された(『読売新聞』(平 23.5.28))。

日に自民党、公明党、みんなの党及びたちあがれ日本から、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案」が衆議院へ提出された(以下「野党案」という。)。他方、政府においても、7月7日に「東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案」が閣議決定され、翌8日に衆議院へ提出された(以下「政府案」という。)。

両案の提出を受け、7月28日には衆議院本会議において両案の趣旨説明及び質疑が行われ、同日、両案は東日本大震災復興特別委員会に付託された。翌29日には委員会において趣旨説明が、また、8月2日には質疑がそれぞれ行われたが、この間、法案を一本化する方向で各会派間において協議が進められ、その結果、8月9日の委員会において、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案」起草案が提出された<sup>4</sup>。全会一致によりこれを委員会提出法律案とすることが決定され、同日、本会議において全会一致で可決し、本法律案は参議院へ送付された。参議院においては、衆議院からの送付後直ちに東日本大震災復興特別委員会へ付託され、その日に開かれた委員会において全会一致で可決し、翌12日の本会議においても全会一致により可決・成立したものである。

なお、衆議院では委員会において、本法律案施行に当たっての「東日本大震災により生 じた災害廃棄物の処理に関する件」が決議されている。

# 3. 法律案の概要と政府案・野党案の主な違い

ここでは、法律案の国会論議を紹介する前に、法律案の概要とともに政府案及び野党案の主な違いについてまとめることとする。

### (1) 法律案の概要

### ア 災害廃棄物の定義

本法律案が対象とする災害廃棄物は、東日本大震災により生じた災害廃棄物であり、 原子力発電所の事故による災害により生じた災害廃棄物も含まれる。

#### イ 国の責務

国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有する。

# ウ 国による災害廃棄物の処理の代行

(ア)環境大臣は、特定被災地方公共団体<sup>5</sup>である市町村の長から要請があり、かつ、市町村における実施体制、専門的な知識・技術の必要性、広域処理の重要性を勘案して必要があると認められるときは、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む)を行う。

<sup>4</sup> 成立した法律案は野党案と題名が同じではあるが、内容も含め、別の法律案である。なお、政府案及び野党案とも審査未了・廃案となった。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づき、公共土木施設の災害復旧事業等への特別な財政援助の対象となる地方公共団体であり、岩手県、宮城県、福島県など5県で合計148市町村が特定被災地方公共団体となっている。

(イ)環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、(ア)による災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとし、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協力を要請することができる。

### エ 費用の負担等

- (ア)ウ(ア)により環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、 国の負担とする。この場合において、市町村は、当該費用の額から、自ら当該災害 廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき 補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。
- (イ) 国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を 行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの(以下「被災市町村負担費 用」という。)について、必要な財政上の措置を講ずるほか、地域における持続可能 な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の 活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要 な措置を講ずる。
- 図 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法のポイント

#### 国による災害廃棄物の処理の代行

特定被災地方公共団体である市町村の長からの要請、かつ、①市町村の処理の実施体制、②専門的な知識・技術の必要性、③広域的な処理の重要性を勘案して必要があると認められるとき



### 環境大臣による代行処理



東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長との連携協力



※ 環境大臣は必要があるときと認めるときは、関係行政機関の長に協力を要請することができる。また、地方環境事務所長へ事務の委任をすることができる。

費用は国が負担(ただし、市町村は、自ら処理する場合に国から交付される補助金相当分を控除した額 を負担)

# 被災市町村負担費用の軽減

- ① 国は、被災市町村負担費用(特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の処理を行うために要する費用で市町村の負担に属するもの。国が代行した場合の市町村負担費用を含む)について、必要な財政上の措置を講ずる。
- ② 国は、地域グリーンニューディール基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他必要な措置を講ずる。

(出所) 筆者にて作成

# オ 災害廃棄物の処理に関して国が講ずべき措置

災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保、災害廃棄物の再生利用、災害廃棄物処理に係る契約内容に関する統一的な指針の策定、災害廃棄物の処理

に従事する労働者等に関する石綿による健康被害の防止、海へ流出した災害廃棄物の処理、津波による堆積物の処理等、災害廃棄物の処理に関し、国は必要な措置を講ずる。

### カ その他

国は、被災市町村負担費用について、国と地方を合わせた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

# (2) 政府案・野党案の主な違い

まず、野党案では成立した法律案にも盛り込まれた国の責務に加えて、災害廃棄物の処理に関する措置の実施に当たり、国は地方公共団体の意向を最大限に尊重する旨が規定されていたが、政府案においては、こうした国の責務等を規定する条項は特になかった。

また、法律案の大きな論点の一つである国による災害廃棄物の処理については、政府案では、「環境大臣は、特定被災地方公共団体である市町村の長からの要請と市町村の実施体制、専門的な知識・技術の必要性、広域処理の重要性を勘案して必要があると認めるときに代行することができる」旨規定されていた。他方、野党案では、「国は、政令で定める被災市町村の長からの要請と市町村の実施体制その他の実情を勘案して必要があると認められるときに代行する」旨規定されていた。そして、国が処理を行う場合の費用については、政府案は国の負担とするものの、この場合、市町村は自らが行う場合に国が交付すべき補助金相当分を控除した額を負担するとされたのに対して、野党案では、国の(全部)負担とされた。

同じく大きな論点である災害廃棄物の処理に係る国の補助については、政府案では、特定被災地方公共団体である市町村の災害廃棄物の処理に要する費用で市町村の負担に属するもの(国が代行する場合に市町村が負担する費用を含む)について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとされた。野党案においては、被災市町村に対し、災害廃棄物の処理に要する費用の全部を補助するとされ、また、災害廃棄物の適正な処理を行うための施設の整備、運営等に要する費用についても、その全部を補助するとされた。

国の責務等と同じく政府案では特に規定のなかった国が講ずべき措置について、野党案では法律案とほぼ同様の規定があったほか、放射性物質によって汚染された廃棄物の処理について、別に定める法律で定めるところによる旨の規定があった。

# 4. 法律案の国会論議

ここでは、法律案の論点とともに、政府案及び野党案それぞれに対する質疑も含め、国会での論議の状況を整理することとしたい。

### (1) 政府の災害廃棄物処理の現状認識と法案提出の経緯

環境省が5月に取りまとめた「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針」、いわゆるマスタープランでは災害廃棄物の処理のスケジュールについて、生活環境に支障が生じうる災害廃棄物(現在住民が生活している場所の近傍にある災害廃棄物など)は平成23年8月

末までを目途に仮置き場へ概ね移動するなどとしている。一方、7月末現在での仮置き場への搬入率は岩手・宮城・福島の3県で4割を超えたに過ぎないことから、政府に対して現状への認識と法案提出の検討経緯について質疑があった。

政府は処理の現状について、例えば一般廃棄物 103 年分約 616 万トンの災害廃棄物が発生した石巻市の場合、仮置き場への搬入率は 21%にとどまるが、これは散乱している災害廃棄物に加えて未だ解体されていない家屋等も対象にしており、未解体の家屋等を除外すると搬入率は 85%になるとして、処理は着実に進んでいるとの認識を示した<sup>6</sup>。

また、政府案の検討経緯については、平成 23 年度第1次補正予算成立後の5月上旬に 災害廃棄物の処理を進めていく中で被災した自治体からの要望等を踏まえ検討に着手した ものであり、被災自治体への財政面や技術面などの支援の効果や処理の現状を踏まえ、国 の代行により一層の効率化が期待される仮置き場以降の処理に移りつつある段階で国会に 提出したものである旨の答弁があった<sup>7</sup>。

他方、野党案提出者からは、被災地での災害廃棄物の処理は著しく停滞しており、その ため、復旧・復興が大きく遅延していることから、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理する ため、野党案を提出した旨の説明があった<sup>8</sup>。

### (2) 国の責務について

野党案では国の責務があるが、政府案にはこれがない理由について、すでに廃棄物処理 法で国の責務が規定されているほか、マスタープランにおいても国が果たすべき役割は明 確になっていることが政府から挙げられた<sup>9</sup>。

しかし、成立した法律案では、野党案のとおり、国の責務が規定されることとなった。

### (3) 国による処理の代行について

国の代行措置の実施主体について、政府案ではこれまで災害廃棄物処理の調整を行ってきた環境大臣とされた。一方、野党案では国と規定されたが、国が代行する場合にはその処理に関する事務を所掌する大臣が行うものとされ、また、附則において、東日本大震災復興基本法に基づく復興庁が整備されるまでの間においても、その体制を整備し、災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に実施するとされていた。

野党案での具体的な実施主体について、野党案提出者から、規制官庁である環境省が災害廃棄物処理を担当することに無理があり、当面の実施主体は環境省となるものの、復興

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 18 号 12 頁(平 23. 8. 2)

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 第 177 回国会衆議院本会議録第 35 号 12 頁 (平 23. 7. 28)

<sup>8</sup> 第 177 回国会衆議院本会議録第 35 号 17 頁(平 23. 7. 28)

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 18 号 11 頁 (平 23.8.2)。なお、廃棄物処理法では国の責務として、国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならないとされている。また、マスタープランにおいては、国の役割として、マスタープランの作成のほか、被災した県や市町村に対する財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理に向けた情報提供等の支援が挙げられている。

庁が設置されれば、復興庁が名実ともに実施主体になることを期待する。それまでの間は 東日本大震災復興対策本部が総合調整を図りながら、関係省庁も効率的に活用しつつ災害 廃棄物処理を進める体制を整備することを野党案に規定した旨の答弁があった<sup>10</sup>。

成立した法律案では代行処理の実施主体は国ではなく環境省とされたが、東日本大震災復興対策本部の総合調整や関係行政機関の長との連携協力が規定されることとなった。

一方、代行の規定の仕方について、野党案提出者から、野党案では「必要があると認められるときに代行する」としているのに対して、政府案では「必要があると認めるときに代行することができる」とされており、これでは代行の必要性を国が判断する余地が大きいこと、また、同じく政府案では「事務の遂行に支障のない範囲内で」代行するとされており、必要性があっても国の事務の都合や裁量によって代行しないとの判断もできうることが指摘された<sup>11</sup>。この点については、野党案の主張のとおり、成立した法律案に規定されることとなった。

# (4) 国の補助の在り方について

政府案では、政府の国庫補助に関する方針、すなわち、国の国庫補助率の最大9割嵩上 げ、地方負担分の災害対策債の起債及びこれの元利償還への交付税措置を反映したものと なっているが、野党案では処理に要する費用は国が全部を補助するとされている。

政府案が10割補助とできない理由について、がれきを含む一般廃棄物処理は住民の生活に密接に関連することから今日まで市町村の自治事務とされていることや、他の災害対策関連の補助金とのバランスを欠くことから、10割補助とすることになじまないとの見解が政府から示された<sup>12</sup>。

一方、野党案が全部補助とした理由は、補助率を最大9割まで嵩上げしても、処理費用の総額が膨大であることから市町村の費用負担は大きく、これが障害となって災害廃棄物の処理が進まない状況にあり、また、全部補助としても、政府が指摘する国と地方の適正な役割分担に反する又は市町村のコスト意識を弱めるといったことにはならない旨の答弁が野党案提出者からあった<sup>13</sup>。

国の補助の在り方については、このように政府案及び野党案で大きな隔たりがあり、成立した法律案では国の全部補助とはならなかったものの、市町村の負担を軽減するため、必要な財政上の措置を講ずるほか、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金(いわゆる地域グリーンニューディール基金)を活用する旨規定されることとなった<sup>14</sup>。こうして、災害廃棄物の処理に地域グリ

52

<sup>10</sup> 第 177 回国会衆議院本会議録第 35 号 11 頁(平 23.7.28)

<sup>11</sup> 第 177 回国会衆議院本会議録第 35 号 17 頁(平 23.7.28)

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 18 号 4 頁 (平 23. 8. 2)

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 18 号 15 頁(平 23. 8. 2)

<sup>14</sup> 地域グリーンニューディール基金は、平成 21 年度第 1 次補正予算により、都道府県・政令指定都市に補助金 (総額 550 億円)を交付し、各都道府県等の既存の地域環境保全基金を積み増し等したものである。これにより、各都道府県等は、地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業などの地域環境事業を本基金から充当して実施することとなっている。

ーンニューディール基金を活用することにより、国庫補助率は平均して 86.5%であったものが 95%にまで引き上げられる見込みとなった $^{15}$ 。

また、法律案では附則において、費用の財源に充てるため起債した地方債について早期に償還できるよう検討し、必要な措置を講ずる旨の規定が盛り込まれた。この規定に基づく具体的な施策について、政府から、通常の災害復旧事業債とは異なり、短い償還年限の地方債として発行することや、通常の災害復旧事業債として発行するものの、これを早期に繰り上げ償還可能となるように交付税措置を行うことが考えられる旨の答弁があった<sup>16</sup>。

### (5) 国の講ずべき措置について

野党案において国の講ずべき措置を盛り込んだ趣旨について、災害廃棄物の処理が進まない実態を分析した上で立法府の判断として国が重点的に取り組むべき施策として法案に規定することとした旨の答弁が野党案提出者からあった<sup>17</sup>。

成立した法律案では、放射性物質によって汚染された廃棄物の処理に関する項目以外について、概ね野党案のとおり規定されることとなった。

#### (6) その他

# ア 国庫補助に伴う地方の事務負担

災害廃棄物処理の国庫補助は、環境省の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金から交付されるが、申請から交付までの手続に係る市町村の事務負担が大きいことが指摘されている<sup>18</sup>。環境省では、概算払を希望する市町村に対しては、その手続を速やかに進めることとしているが、まず、概算払の状況について、25の市町村から概算払申請の前段階である災害報告書の提出があり、このうち、18の市町村については概算払の額を合計で1,874億円と確定した。これは、第1次補正予算で計上された災害廃棄物処理の補助費用約3,519億円の半分を超える状況にあるとの説明が政府からあった<sup>19</sup>。また、8月末までには概算払を希望する市町村のうちの7割において手続を終了させ、残りの市町村についても9月末までに手続を終了させたいとの答弁もあった<sup>20</sup>。

一方、市町村の事務負担の軽減については、環境省から岩手・宮城・福島の3県に派遣している職員が補助金に係る助言を行っているほか、災害報告書の提出も都道府県を経由せず直接環境省へ提出することとするなど、手続の簡素化・迅速化を図っているところである。また、7月末からは概算払を希望する市町村へ職員を派遣し、災害報告書の作成に協力し、審査の簡素化を図っている旨の答弁が政府からあった<sup>21</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 19 号 4 頁 (平 23. 8. 9)

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 19 号 3 頁 (平 23. 8. 9)

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 第 177 回国会衆議院本会議録第 35 号 18 頁 (平 23. 7. 28)

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 第 177 回国会衆議院本会議録第 35 号 14 頁 (平 23. 7. 28)

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> 第 177 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 15 号 4 頁 (平 23. 8. 11)

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 18 号 19 頁 (平 23. 8. 2)

<sup>21</sup> 第 177 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 15 号 4 頁(平 23.8.11)

# イ 国庫補助の対象

環境省は、国庫補助の対象を従来より拡大し、自動車や船舶、市町村が解体の必要があると判断した家屋・事業所等のほか、一定の要件のもと大企業の災害廃棄物も対象としている。

委員会の審査では、こうしたほか、災害廃棄物の処理を進める上で課題となる事項について国庫補助との関連から質疑があった。まず、災害廃棄物の処理を行うには、既存の処理施設では対応が困難なことから、仮置き場などに仮設の焼却炉などを整備することを検討している地方公共団体もあるが、こうした仮設炉などの整備と国庫補助との関連について、政府から、費用対効果を考慮の上、迅速かつ効率的な処理の観点から適当と考える場合には国庫補助の対象となり、これに加えて維持管理費のほか施設の撤去や設置場所の原状回復も対象とするとの答弁もあった<sup>22</sup>。

また、災害廃棄物を集積・搬入する仮置き場は、公園やグラウンド、遊休地などに設置される例が見られるが、災害廃棄物による土壌汚染などが懸念されることから、原状回復に要する費用についても質疑があった。これについては、仮置き場の用途が終われば土地を借りた側の負担で原状回復するのが原則であり、例えば環境省の災害等廃棄物処理事業により仮置き場を設置した場合は、この事業費において負担するものである旨答弁があった<sup>23</sup>。また、仮置き場として利用された農地については、環境省の災害等廃棄物処理事業で2次仮置き場へ災害廃棄物を撤去した後に農林水産省の災害復旧事業により除塩などを行って農地の回復に取り組んでいく旨の答弁があった<sup>24</sup>。

他方、学校や病院などの公共施設の解体に係る費用についても質疑があった。これは、 同じ敷地に施設を建て替える場合には解体費用も国庫補助の対象となるが、津波の被害 を受けて高台への移転を検討している施設も多いことから、解体のみの場合も補助対象 とすべきとするものである。これに対しては、甚大な津波の被害に対応するため、制度 的な不備を是正するよう検討していきたい旨の前向きな答弁があった<sup>25</sup>。

### ウ 広域処理の問題

広域処理については、環境省は4月8日に岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び沖縄県を除く各地方公共団体へ災害廃棄物処理の協力を依頼し、572 の地方公共団体から年間 488 万トンの災害廃棄物受入れの表明があったとされている<sup>26</sup>。

一方、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の問題がこうした災害廃棄物の受入れに悪影響を及ぼしていることから、災害廃棄物の受入れに当たり環境省がその安全性を保証する必要があるとの指摘があった。これに対して政府から、受入れ側の不安を

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 第 177 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 15 号 2 頁 (平 23.8.11)。なお、仮設の施設であっても、通常の場合と同様に廃棄物処理法の生活環境影響調査や技術上の基準などの適用対象になるとの答弁もあった (第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 19 号 12 頁 (平 23.8.9))。

 $<sup>^{23}</sup>$  第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 18 号 17 頁(平 23. 8. 2)

 $<sup>^{24}</sup>$  第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 18 号 18 頁(平 23. 8. 2)

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 19 号 6 頁及び 11 頁(平 23. 8. 9)。なお、その後、復旧計画が未定などの公共施設の解体費用も国庫補助の対象となった(江田環境大臣記者会見録(平 23. 8. 19)) <sup>26</sup> 第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 18 号 15 頁(平 23. 8. 2)

払拭するために搬出する側で放射性物質の濃度測定等を行うべきであり、環境省もこれに協力していくとの答弁があった<sup>27</sup>。

### エ 再委託の問題

市町村は、廃棄物処理法により一般廃棄物の処理を自ら行うほか、他人に委託することができるが、さらに再委託することは禁止されている。これは、市町村に課せられている一般廃棄物の処理責任の所在を不明確にしないためとされている<sup>28</sup>。

しかし、震災により生じた災害廃棄物の処理は、産業廃棄物も混入するなど、質・量とも平時とは全く異なるものであることから、環境省は7月に政令を改正し、一定の基準の下で受託者が処理を再委託することができることとした<sup>29</sup>。さらに環境省は、従来、一般廃棄物の処分又は再生の場所や方法の決定といった基本的な計画の作成を市町村が他人に委託することについて禁止してきたが、今回これも可能とした。

廃棄物処理法では市町村が他人に委託する場合、受託者は一般廃棄物処理の業の許可を要しないこともあり、再委託などの特例措置と併せ、災害廃棄物の業務に精通していない事業者が介在し、不適正処理につながることを懸念する旨の意見があった。政府からは、今回の特例措置は、事務処理能力に長けた者が市町村から処理を受託し、これを廃棄物の特性ごとに処理を行うのに適した処理業者に再委託する道を開こうとするものであり、これにより処理が迅速に進むことを期待する旨の答弁があった30。

### 5. おわりに

環境省は、岩手・宮城・福島の3県において住民が住んでいる場の近くにある災害廃棄物については、マスタープランの目標どおり8月末までに撤去が完了するとした<sup>31</sup>。

今後は、損壊した家屋等の解体や残されている災害廃棄物の撤去に加えて、焼却や破砕、 埋立てなどの処理が広域処理も含め本格的に行われることとなる。宮城県ではこうした処理は市町村からの事務の委託により2次仮置き場などで県が行う予定であるが32、石巻市では2次仮置き場での処理開始が来年3月頃の見通しであり、市内の1次仮置き場が満杯

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 19 号 7 頁(平 23.8.9)。なお、環境省は 6 月 23 日に「福島県内の災害廃棄物の処理方針」を取りまとめ、焼却に伴って発生する主灰については放射性セシウム濃度が 8,000 ベクレル/kg 以下の場合、管理型最終処分場で埋立てが可能であるなどとした。これを受け、環境省は 8 月 11 日に「災害廃棄物の広域処理の推進について」を取りまとめた。ここでは、受入れ側が一次保管することなく埋立て処分ができるよう、搬出側が焼却灰の放射性セシウム濃度 8,000 ベクレル/kg を目安として 1次仮置き場で災害廃棄物の放射能濃度の確認などを行うことを求めている。一方、岩手・宮城両県の災害廃棄物を受け入れる山形県は、4,000 ベクレル/kg 以下を埋立て基準とした(『河北新報社』(平 23.8.12))。

<sup>28</sup> なお、産業廃棄物の処理においても再委託は、原則として禁止されている。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> これは特定被災地方公共団体である市町村が市町村以外の者に委託する場合に限られる。なお、この特例措置は平成26年3月31日までとされ、また、再々委託は禁止されている。

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> 第 177 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 18 号 14 頁(平 23. 8. 2)

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> 江田環境大臣記者会見録(平23.8.26)。なお、マスタープランでは、住民の生活の場以外にある災害廃棄物の撤去は平成24年3月末までを目途としているが、平成23年9月6日現在、3県全体で家屋等の解体により発生する災害廃棄物を除いた場合の撤去率(仮置き場への搬入済量の割合)は85%、これを除かない場合は54%となっている(環境省「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況(平23年9月6日)」)。

<sup>32</sup> 被害の特に著しい沿岸地域の15市町のうち、単独で処理を行う仙台市と利府町を除いて13市町について県が処理を行うとしている(「宮城県災害廃棄物処理実行計画(第1次案)」平成23年7月)。

になる可能性もあることから、1次仮置き場で独自に分別・破砕の処理を9月末から始めるとしている<sup>33</sup>。その宮城県では県が行う災害廃棄物の処理について、県内を4地区に分け、地区ごとに分別・中間処理からリサイクル・最終処分までの一連の処理に関する計画や管理運営などを公募型プロポーザル方式により共同企業体に委託するとしている。

こうした中、本法律案が成立したことについて宮城県知事は、県としては既に2次仮置き場以降は市町村から県が受託して事業をすることで話を進めてきており、(今はそのための)業者の選定段階にあるので、ここで国に(処理を)戻すことになると混乱が生じることから、これまでどおり処理を進めるとしている<sup>34</sup>。

被災した県においては、宮城県のように事業者への委託などにより災害廃棄物の処理に 見通しを立てようとしている例もあることから、国が代行処理を行うかどうかについては、 被災地での処理の進捗状況を踏まえ、代行により処理の迅速化・効率化が図られることを 見極めて実施する必要があろう。

他方、本法律案は原子力発電所の事故による災害で生じた災害廃棄物も対象としていることから、福島県での災害廃棄物の処理についても国が代行することは可能と考えられるが、今国会では放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法案(以下「放射性物質汚染対処特措法案」という。)も成立している<sup>35</sup>。放射性物質汚染対処特措法案は、環境大臣が指定した地域内等の汚染された廃棄物について国が処理するほか、除去した土壌などの除染も国等が行うとしており、その費用については原子力損害賠償法により関係原子力事業者の負担とされている。

市町村は本法律案により国に代行処理を要請する義務はなく、また、放射性物質汚染対処特措法案では放射性物質による一定以上の汚染が法律の適用条件となっているが、汚染の状況に違いがあっても面的に汚染が発生しており、また、被災地の立場からはどちらの法律が適用されるかによってその後の状況が大きく異なることを考えると、国がその責任において福島県内の災害廃棄物を処理する場合、二つの法律の適用関係はどのようになるのか、隣接した地域で適用される法律が異なるようなことがあるのか、今後、政府の対応について注視していく必要があろう。

<sup>33 『</sup>読売新聞』(平23.8.19)

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> 宮城県知事臨時記者会見 (平 23. 8. 12)

<sup>35</sup> 正式な題名は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案」である。